**解散公告**

当組合は、平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

長崎市五島町五番二二号

長崎県電設資材卸業協同組合

清算人　末永　稔

**解散公告**

当社は、平成二十四年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

沖縄県うるま市字高江洲六八九番地の七

有限会社ホップインひかり

代表清算人　大城　朝昭

**解散公告**

当社は、平成二十四年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

沖縄県沖縄市久保田一丁目一〇番三六号

有限会社ヨコタ興産

清算人　與古田光順

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年二月十六日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野一九九番地

財団法人福島県原子力広報協会

代表清算人　小山　吉弘

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林九二六番地一

財団法人川島町勤労文化協会

清算人　飯島　和夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年二月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

名古屋市西区天神山町三番一〇号

社団法人愛知県雇用開発協会

代表清算人　内川　尚一

**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、平成二十四年二月二十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

福岡県朝倉市小隈五八六番地一

清算法人福田土地改良区

清算人代表　上野　正剛

**解散公告（第二回）**

当財団は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

仙台市青葉区国分町三丁目一〇番一〇号

財団法人仙台市勤労者福祉協会

代表清算人　佐藤　吉正

**解散公告（第二回）**

当法人は、寄附行為第三十一条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

千葉県成田市土屋三〇三番地

財団法人成田市教育文化振興財団

代表清算人　関根　賢次

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

千葉市中央区富士見二丁目二二番二号　千葉中央駅前ビル三階　千葉県経済団体広報協議会内

財団法人千葉県中小企業会館

清算人　白鳥　秀一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年一月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目一番八号

特定非営利活動法人日本アグリデザイン評議会

清算人　世古　誉

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年二月十三日宗教法人法第四三条第二項第六号により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

東京都中野区白鷺一丁目九番二四号

宗教法人神道国清教

清算人　細田　晏久

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

富山市千歳町一丁目五番一号　富山県教育記念館内

財団法人富山県高等学校安全振興会

代表清算人　毛利　一朗

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十四年三月十四日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

富山県砺波市幸町四番五号

砺波市出町東部第二土地区画整理組合

代表清算人　堀田　多聞

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年三月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

福井県越前市府中二丁目三番二二号

医療法人桑原心療内科クリニック

代表清算人　桑原　照茂

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年三月三十一日、岐阜県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

岐阜県関市若草通二丁目一番地

社会福祉法人関市社会福祉事業団

清算人　中村　繁

**解散公告（第二回）**

当法人は、定款で定めた解散の事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月四日

岐阜県関市平和通七丁目五番地一

財団法人関市公共施設振興事業団

代表清算人　中村　繁